

殉教の目撃者⁽¹⁾

三輪 地塩

Miwa, Chishio

目次

1. 研究主題の設定——日本キリスト教史における
殉教研究の問題点——
2. 歴史背景
 - 2.1. 津和野の流配キリシタン
 - 2.2. 流配信徒の取扱い
3. 津和野キリシタンの殉教について
 - 3.1. 光琳寺の説得方に関して
 - 3.2. 民衆に知られなかった迫害
 - 3.3. 殉教者の遺体運搬と殉教者の道
 - 3.4. 「十字架の道行き」
4. 結論

1. 研究主題の設定

——日本キリスト教史における殉教研究の問題点——

日本は世界でも有数のキリスト者殉教国である。フランシスコ・ザビエルの来日(1549年)に始まるとされる日本のキリスト教宣教は、順調だった最初数十年間を除き、1873年の切支丹禁制の高札撤廃に至る三百余年の大半が迫害の歩みであると言える。それは日本におけるキリスト教会史450年のうち実にその3分の2が「迫害・潜伏・殉教」の歴史で占められていることを示している。しかしながら、日本のキリスト教会史における殉教の記録は、とりわけ人格的な面に過度に焦点が当てられやすく、かつ「信仰」という枠組みの中で捉えられ、感情移入されやす

い傾向にある。そのため、「屈強な信徒」「死ぬまで守り続けた信仰」という、過度に賞揚されたキリシタン像が「殉教の歴史」として語られてきたのである。「殉教」という営為はそれが如何にして起こったかということよりも、その起こった事柄が何を意味するのかという意味論的解釈に陥る傾向を持ちやすく、それ故に信仰的な側面が強調されやすい歴史であると言わざるを得ない。

本研究は、津和野藩におけるキリシタンの殉教について検証するものであるが、その殉教がどのように目撃されたか、ではなく、誰に目撃されたのか、について論点を置く。津和野藩に流配された浦上四番崩れの信徒 153 名は、幕末の争乱期である 1867 年から高札撤去の前年である 1872 年に至るまで、足掛け 6 年にわたって政府の切支丹禁止政策による迫害と殉教の波に呑み込まれていったが、津和野藩に流された信徒たちは、浦上地区の中でも特に中心的な信徒たちが多く、その信仰的屈強さが称賛されているのである。本稿において検証するのは、このような「信仰的屈強さ」を、誰が見、誰が記録したのかということである。津和野キリシタン史はこれまで多くの研究者によって幾つかの秀逸なものが著されてきたが、その記録の多くが信徒の屈強な姿を留めることに終始しており、⁽¹⁾ 聖人伝として描かれる傾向が強い。もしその聖人的信徒の姿が史実であるとするならば、その史実とされるものは一体誰によって書かれたものであろうか。それを史実とする叙述は実際の目撃に裏付けられるものであったのだろうか。本稿において検証することは、目撃の内容や目撃した事柄をどう記述したか、にではなく、目撃という出来事そのものについてである。

2. 歴史背景

2. 1. 津和野の流配キリシタン

石見国津和野藩は現在の島根県鹿足郡津和野町一帯を治めていた 43,000 石の小藩である。最後の藩主第 11 代・亀井茲監は藩政改革を行って有能な人材を登用し、更に復古神道を藩是としてこれを教育の基本方

針とした政策を進めた。そのような中で岡熊⁽⁴⁾、大國隆正⁽⁵⁾、福羽美静⁽⁶⁾など多くの著名な国学者たちが輩出された。皆平田篤胤の門下であり、彼らの思想は津和野本学と呼ばれ、その後の津和野藩の教育思想の基礎を形成することとなる。

長崎県浦上地区でのキリシタン捕縛弾圧事件は合計4度起こったが、中でも4回目の崩れは浦上四番崩れと呼ばれ、3,400名以上もの信徒たちが一斉検挙されるという最も大規模なものとなった。明治新政府はこの捕縛されたキリシタンの処遇について、三条実美、木戸孝允、後藤象二郎らの要人たちによる御前会議を行い、その結果、「まず浦上キリシタンたちに説諭して改心を迫り、聞き入れなければ頭目たちを斬り、他の者を流配に処して苦役に就かせる⁽⁷⁾」という提案がなされ、流配先の各藩主に生殺与奪の権を与えることに一応の意見が一致したのであった。

しかしこれに対し、後に流配先の一つとなる津和野藩の藩主亀井茲監は「先づ、国民道德の確立を図る事⁽⁸⁾」を先決問題として取り上げ、キリシタンたちの「説諭改宗論」を唱えたのであった。これについて福羽美静も『木園福羽美静小伝』の中で「神道は宇宙の大道なり、何ぞ彼耶蘇教徒を酷にせん。之を教ふるに若かずとなし、屢々其事に関し、衆人と論じたり、云々。」と言っており、美静がキリシタン処置に関して、絶えずその「生命保全」に尽力した。神道国家政策を進める中心の人物が、異宗徒信仰(者)に対して拷問ではなく説諭を勧めたことは注目に値するであろう⁽⁹⁾。

これによって決定されたキリシタン処分は、キリシタン信徒の頭目を長崎で厳罰に処し、その他の3000人余りの者たちを名古屋以西10万石以上の諸藩に配分監禁し、藩主に生殺与奪の権を与えて教諭を加えさせる、というものとなった。

2.2. 流配信徒の取扱い

浦上四番崩れの信徒たちは、それぞれ有力な諸藩に二度に分かれて流刑された⁽¹⁰⁾。特に浦上の信徒の中でも指導者的立場にあった高木仙右衛門

や守山甚三郎ら屈強な信仰を持つ者たちが津和野藩に預けられたのは、この地が神道研究で隆盛を誇り、藩主亀井茲監が神道による教道教化に相当の自信を抱いていたからであったという⁽¹¹⁾。津和野藩は福羽美静らの指導によってキリシタン信徒を説得して改心させるよう努めたが、彼らを容易く改心させることはできなかった。そこで説得方は方針を変更し、拷問を加えることによって棄教を迫った。水責め、氷責め、火責め、箱詰め、磔など、その過酷さと陰惨さと残虐さは旧幕時代以上であったという。そのような中、多くの者が命を落とし、殉教者は津和野だけで総勢36名を数えた⁽¹²⁾。

津和野藩に於いて流配キリシタンへの説諭（改宗のための教導）が次第に拷問性を増していった理由について、沖本常吉は片岡弥吉『浦上四番崩れ』に依拠しつつ、次のように述べている。

なぜ津和野藩にこのような負担を負わせたのであろうか。…（1868年）3月25日の官制改革では、亀井茲監は神祇事務局判事に任じられ、3月27日には亀井の推薦によって、同藩出身の大国隆正は内国事務局権判事に、福羽美静は神祇局権判事に登用された。亀井、大国、福羽らの故郷津和野に期待して、キリシタンの中心人物をここにあずけたのであったろうか。あるいは、「やれるなら、やって見よ」という、政府首脳の意地悪さからそうしたのであったろうか⁽¹³⁾。

このように、津和野藩が異宗徒の改心に対して政府から相当の重圧を受けていたことが分かる。それが説諭を拷問にし、殉教へと進んで行く要因となったと言われている。

3. 津和野キリシタンの殉教について

3.1. 光琳寺の説得方に関して

以上が、大方の研究者から支持されている殉教に至った経緯である。しかしこの見解は明治政府による政治政策や宗教政策的な視点から見たも

のであり、拷問・殉教という行為そのものを受けた——又は与えた——当事者側からの視点が含まれることが少なかった。そのため津和野キリシタン史を別の角度から繙くと、もう少し違った面に気付くことができるのである。

まず考えたいのは、当時光琳寺にて説諭に務めた説得方の問題である。幽閉されたキリシタンたちを説得していた役人たちはどのような人物であり、どのような役職で説諭を行っていたのだろうか、ということである。被被害者が書き残した手記である高木仙右衛門の『覚書』によると、長崎で取り調べを受けた時の役人名には、「おだいくわん(=御代官)、おてだい(=御手代)、とりてのやくにん(=捕り手の役人)、おぎやう(=奉行)、カンバウ(=監房)」、などの名前が挙げられている。これに対し津和野での取り調べでは、「ふきやう(=奉行)、やくにん(=役人)、ぎんみやく人(=吟味役人)」の他に、「くちぜめをもってごよふぎんみをするやく人(=口責めをもって御用吟味をする役人)」、などの名前が確認される。これらは当時の藩組織における名称であり役職名であることは言うまでもない。

ところが、津和野キリシタンたちが取調べを受け、光琳寺での幽閉、拷問を受けている時期、社会の枠組みは一変し、行政組織の名称も全く違ったものに変更されている。『島根県警察史 明治・大正編』⁽¹⁴⁾7によると、明治初期の津和野藩と浜田県で明治元年から3年(1868年-1871年)にかけて「捕亡」と呼ばれる警察の前身にあたる職種が設けられたとされる。これは各府県によって名称が異なり、初めは捕亡、取締組、番人、邏卒など様々な呼び方がされていたが、明治8年になって「巡查」が誕生し、警察組織が整えられていった。当時の捕亡・警察吏の職務は、犯罪捜査、犯人捕縛、犯人護送、巡邏、住民の救護、妨害物の除去、混乱や盗難の防止、又路上狂人と放れ牛馬の取押え(捕亡規則)など多岐にわたっている。この規則が制定されたのが1874年であり、津和野キリシタンが解放された後に施行されたものである。しかし津和野藩には、既に慶応4年(明治元年・1868年)に捕亡の職が置かれており、早い段

階から行政組織が変更されていたことが分かる。同書によると、「津和野藩では明治3年10月に囚獄方を捕亡方と改称し、捕亡心得書を制定している。この頃の捕亡のことについては、詳しい資料がなく明らかでない⁽¹⁵⁾」とされているが、他県（大分県）の捕亡吏は、「郡部で突発事件が発生した場合、県庁から捕亡吏が駆けつけても間に合わなかったため、県は、急を要する犯罪が発生した場合、人民が協力して犯人を取り押さえ、捕縛してもよい。ただし、みだりに拷問などしてはならない。」⁽¹⁶⁾という布達が出されており、犯人といえども、一定の人権を保障されているかのような文言が確認できる。

このような明治政府の新しい政策が進められていく変革期にあって、高木仙右衛門の『覚書』には捕亡吏や邏卒などの名前は出て来ない。高木仙右衛門がこれを書いたのが1877年-1879年頃と言われているため、仙右衛門自身の記憶はまだ鮮明なものであっただろう⁽¹⁷⁾。もし彼ら、光琳寺で流配キリシタンたちに対する者らが、津和野でいち早く整えられた警察組織に属する者、すなわち捕亡吏や邏卒と呼ばれる者たちであれば、高木仙右衛門はそう記すのではないかと思われる。つまり幽閉場所（光琳寺）で説得方を担っていたのは、これら警察の前身にあたる者たちではなく、幕末から続いた藩の役人であることが分かる。又、この説得方が途中で捕亡吏と替わったわけでもなく、彼らが新しい行政組織に改組されたという事実も看取されない。

このことは、光琳寺で起こった出来事が旧幕体制を引き継いだ形を残したままで行われていたことを示している。それはこの場所（光琳寺）が廃藩置県によって津和野藩から浜田県に変更されたにもかかわらず、光琳寺は依然として旧体制の光琳寺のままであり、すなわちこの廃寺が説得方以外の者たちの目に触れない隔離された場所となっていただろうと推測させるものとなる。キリシタン信徒たちを幽閉していたのはあくまでも旧藩体制の役人であり、まだこの場所は大政奉還などの時代の流れを汲み取る事ができていなかったのである。もしくは藩の命によって（必ずしも藩主の命とは限らない）光琳寺の幽閉のことはこれまで通り人の

目に付かずに行なうように、というお達しがあったのかもしれない。

3.2. 民衆に知られなかった迫害

更に、亀井茲監自身が、キリシタンの説諭にどれだけ関与していたかということにも注目すべきであろう。彼の経歴を見ると1869年に津和野藩知事となり、1871年6月に津和野藩が浜田県と合併すると同時に知事を辞職している。知事を辞した茲監は同年9月に東京へ移住し、生涯津和野に住むことはなかったようである。問題は移住した年月日である。⁽¹⁸⁾1871年9月は、監禁が続いている迫害の末期であり、光琳寺の信徒たちはまだ苦しみを受けている最中にある。津和野キリシタンたちが長崎に帰郷出来たのは翌年の6月であるから、その間、責任者である亀井茲監は津和野に居なかったことなる。亀井茲監伝として後世に伝えられている貴重な資料『於村呂我中』には数箇所できりシタンの説諭について記録されている。そこには

「…浦上耶蘇教徒ヲ保管し、其レヲシテ悔悛セシムベキノ命ヲ奉ジ…」

とあり、その後の事について

「…光琳寺法心庵に被差置。其後、不絶教導致し候に付、追々改心之者も出来に付、其者へは、追々別段宜敷取扱に被成置、自然改心の者も漸々相増候處…」

と記録されている。この文言からは、藩の任務が滞りなく遂行されている結果、改心者はしだいに増えて来ておりなかなかの成果をあげている、というニュアンスを読み取ることができる。表面的には説諭が上手くいっているかのように記録されているのである。「自然改心の者も」と言われていることから「自然改心者ではない改心者」の存在が示唆されており、つまりこれが「拷問によってキリシタン信仰を棄てて改心した

者」と考えられる。『於杼呂我中』は、亀井茲監の手によるものではなく、その懐刀である福羽美静の記録を加部嚴夫が編集したものである。そのため、亀井茲監自身がどこまで光琳寺のことについて知っていたのかは推測するより他は無い。しかし『於杼呂我中』の付録に、「これが亀井家所蔵の『親管秘書』を存分に引用して、考証の裏付けをいかに発揮している事は、未だ曾て前後に無いことで、聊か圧倒される⁽¹⁹⁾」とあるように、津和野藩主の原史料に由来した記録であることが述べられている。そのため『於杼呂我中』にあるキリシタンに関する上記の文書が、茲監自身の認識であると考えてよいだろう。

これらを纏めると、亀井茲監にとってこのキリシタンの一件は、幽閉の途中から既に関心事から消えていたか、もしくは説論に失敗した事により出来るだけ見聞きしたくない過去となっていたのかもしれない。いずれにせよ光琳寺で起こった出来事は、民衆にとっても、又津和野藩やその後の浜田県にとっても、“隠された”とまではいなくても、少なくとも当時の民衆には“表面化されなかった出来事”だったと考えられるのである。事実、森鷗外や西周らの著述家たちは、生涯津和野キリシタンについて何も語る事がなかったが⁽²⁰⁾、それは表面化されずに閉じられた場所における出来事であったことがその理由の一つに上げられるのではなかろうか。

3.3. 殉教者の遺体運搬と殉教者の道

光琳寺での改宗説得が拷問・殉教に発展していったことが民衆レベルで表面化されなかった、という視点に立ち、殉教者36名の遺体運搬がどのように行われたのかを考えたい。森鷗外のみならず、同時代の著述家の誰もが、光琳寺での殉教者について一切証言をしていないことは疑問である。遺体に遭遇していたとしても単に記録されなかっただけと考えることもできるかもしれないが、森鷗外然り、西周然り、著名な人物のみならず、町民たちの書き残した文書や聞き取り記録なども今のところ発見されていない⁽²¹⁾。光琳寺で行われた出来事について直接的に記録し

ているのは高木仙右衛門と守山甚三郎の二人だけである。

光琳寺付近に住む住民の目撃情報が無いということから一つの仮説として立てられるのは、遺体の運搬が人目に付かない道を通っていたのではないかということである。殉教者の遺体が埋葬されたのは、蕪坂峠の千人塚という場所であった。ここは元々水害の無名の死者たちが葬られた場所という由来があり、既に多くの名も無き死者たちが埋葬されていた。光琳寺から千人塚までは距離にして900m程度であるが、標高190mの光琳寺を出発してから海拔0.6mまで降り、そこから更に標高205mまで登らなくてはならない。それが900mの道程の中にあるのだからそこが如何に急斜面であるかは想像に難くないだろう。これに加えて殉教者の遺体を担いで運ぶとすればかなりの重さとなる。(図1)と(図2)を見て分かるように、この二つの地点は山を隔てているので一度山を降りてから更に登らなくてはならない。しかもその道を通る場合、幾つかの民家の脇を通らねばならず、その場合人目につきやすい。しかし既に述べたように、民衆からの目撃情報は殆どない。その為考えられ得る一つの答えは、光琳寺と遺体の埋葬場所である千人塚が直接結ばれていたということであり、そうなれば上記の疑問は解消されるのである。

3.4. 「十字架の道行き」

1972年にカトリック津和野教会に着任したアレクサンダー・ホルバート神父は、教会横に「殉教者記念室」を開館させ、更に乙女峠と千人塚を結ぶ小道を造った。この道に14のレリーフを建立して「十字架の道行き」と名付け、津和野キリシタンの殉教をキリストの受難と重ね合わせて記念するための道としたのである。このことについてホルバート神父は「…(この)小道を地区の若者で造りました。」とだけ述べており、この道が元々あったものであるのか、それとも全く何も無い所を切り開いて造ったものであるのかには言及していない。(図2)の地図によると、光琳寺の左側から10本ほどの桜のような木が伸びているのが分かるが、この地図中において家も道もないのに山奥以外に沢山の木が描かれてい

るのは光琳寺の左側だけであり、ここに何か道のようなものがある事が示されているようにも見える。ホルバート神父が言うように、体力のある地域の若者たちが手伝ってくれたのだとしても、全く道の形跡がない場所を、素人仕事で開拓して道を造るのは至難の業であろう。元々けものみちのようなものが存在し、そこを広げて造ったと考える方がより現実的ではなからうか。

また、津和野郷土館の永田氏からの聞き取り調査から分かったことであるが、永田氏が高校生時代に友人と共にホルバート神父に勉強を習っており、その時ホルバート神父は色々なことを教えてくれたのだという。記憶によると、「神父が『乙女峠から千人塚までの間に受難者を記念する巡礼の道を作らなくてはならない』と話していた事を何となく覚えている」との事であった。受難者を記念するだけならば、正規のルートを巡礼の道としても別段問題はないように思われるが、ホルバート神父は取寄せて山の中にこれを造っている。それはこの道が、受難者が実際に通った道だったからではないだろうか。

さらに、この津和野キリシタン迫害の出来事が世に広く知られるようになったのは、1872年に信徒が解放されてから19年を経た1891年のことであった。この年にパリ外国宣教会士エメ・ヴィリオン神父が、広島教会の伝道婦ヨハンナ岩永と共に光琳寺址に立ち、これを契機に殉教の出来事が初めて明るみに出されていくことになる。ヴィリオン神父は光琳寺で起きた出来事を伝えるため「光琳寺のキリシタン講演会」を催した。そこに集まった人々の多くはキリシタンとは無関係であったが、光琳寺の出来事に関心があったとみえ、大変多くの町民が劇場「三国座」に集まった。その時の状況を沖本常吉は「聴衆の中には、光琳寺の切支丹を目撃した者が少なかった」と記しており、光琳寺で起こった出来事が町民たちの目に触れにくかったことが示されている。

4. 結論

日本キリシタン史における殉教物語は、長崎 26 聖人の殉教が示すよ

うに、連行されるキリシタンとそれを見ている町民たちの対話や、パウロ三木の最後の説教など多くの逸話が残されている。そこには「殉教者」と共に、キリシタンに対して好意のあるなしに拘らず傍観者・客観的第三者としての民衆の姿が存在するのである。しかし津和野のキリシタン殉教の物語にはそれが無い。説諭され、それでも頑なに信仰を守り、徐々に迫害に変わり、結果として殉教という道を選んでいくキリシタンの姿しか出てこないのである。これまでの津和野キリシタン研究において、何故拷問が厳しくなったのかに対する大方の研究者の見解は、「津和野が復古神道主義を主張した藩であり、平田国学の教義によってキリシタンを説得し改心させる事に並々ならぬ自信を持っていたが、信仰強固な者たちを改心させるのが頓挫した為の焦りによる」というものであった。それが背景の一つであることに相違ないと思われるが、それに加えて実務者側に起こった理由を挙げるべきであろう。

つまり、これまで検証してきたように、津和野光琳寺でのキリシタンの出来事は、ここで何が行われていたのか誰もが知っているという自明の事柄ではなく、むしろ町の人々には公にされてこなかった出来事だったのである。もちろん長崎の浦上で崩れたキリシタンたちが光琳寺に幽閉されていること自体は町民に広く知られていたであろう⁽²⁶⁾。しかし藩・政府が幽閉されたキリシタンたちに対して拷問を行い、その結果36人もの殉教者が出ていることは公にされていなかったに相違ないのだろう。これまで検証してきたように、殉教者の遺骸は光琳寺から千人塚までを山道を通して運ばれることによって拷問・殉教の情報を開示せずに済むこととなった。光琳寺という隔離された場所で、公の目に触れることもなく説諭が進められた結果、信仰強固なキリシタンたちを言葉で改宗させる手立てを失った説得方たちが、手段を選ばず人目を気にする事なく拷問するという行為が可能となったのである。経験は目に見えることによって記憶として残るのであるが、とりわけ殉教や迫害という出来事においてはさらに可視的・不可視的である事がその後の歴史記述にとって実に決定的な影響を及ぼすであろう。『津和野町史』⁽²⁷⁾には、津和野で初め

てプロテスタント教会が設立された時の状況が記されており、ここでは「町の人々にも当時他国で見られるような教会に対する偏見、蔑視の風などもなく、ましてここに限って信徒の迫害などというような記憶は全然なかった。当時としては一般に文化的教養のある立派な町であった…」と述べられている。すなわち当時の津和野はキリシタン殉教という出来事の記憶が薄かったことを示している。この言葉を残したのは、1902年から1907年まで鹿足郡長に赴任した甘粕達蔵（日本基督教会津和野教会員）の息子、甘粕外介であるが、1902年は蕪坂峠の千人塚に殉教者追福碑が建てられてから既に10年が経過している時であり、殉教の事実は既に公にされていたにも関わらず、津和野町民には「迫害の記憶がなかった」のである。「殉教の場面や遺体そのものを見ていない」ということが町民の幽閉キリシタンに対する事実認識に大きな影響を与えたのである。

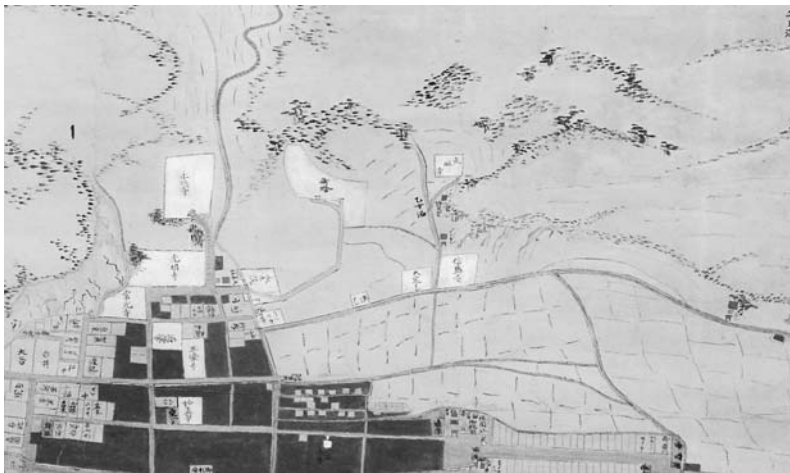
殉教の場面を見ていないことから何を言い得るか。それは津和野キリシタンの殉教を記録した者が、何をもって「これが津和野キリシタンである」と述べ得るのかということへの検証である。すなわち、見ていない者が記録としてこれを書き記すための根拠の問題である。本稿の前提には、これまでのキリシタン研究が聖人伝的性質を持って書かれてきたことを既に指摘したが、それは「殉教の現場を目撃した人が書いていない」ということによって根拠づけられるものとなる。歴史記述者は解釈者であるから、その場面を見ていない者が他の情報から解釈をした結果を歴史的出来事として記述するのである。日本のキリシタン史における殉教の問題は、各地で起こった事件それぞれが個性的であり特色があり背景も異なるため普遍的構造を抽出することは困難である。しかし殊に津和野藩におけるキリシタン史の歴史記述において言うならば、非目撃者による記録があたかも目撃者の記録であるかのように記述され、それがキリシタン殉教における真実として記録され語られてきたのである。津和野キリシタンの幽閉・迫害・殉教という閉じられた場所で起こった一連の出来事によって我々はそこに多くのフィクションを盛り込む余地を見

出す。このフィクションの中で何が語られたのかが今後の検証の課題となろう。目撃者がいないという事実は我々のイマジネーションを膨らませ、そこに我々自身の恣意的な読み取りを可能とするのである。すなわち見なかったという事実は必ずしも否定的な事柄ではなく、むしろ我々の多くの迫害観・殉教観・キリシタン像を、よりそれ自身のように、またそれ以上のものとして記述する余地を残すのである。

【参考】

(図1) 津和野御城下絵図

(天保11年 1840年の津和野町図 津和野郷土館所蔵)



中央上の□が光琳寺。左上に延びているのが蕪坂峠の道。この上の辺りが千人塚。

(図2) 津和野城下絵図

(安政末期一明治頃の津和野市街図 津和野郷土館所蔵)



右上の建物が光琳寺。左上の山奥に続く道の中腹に千人塚がある。この図でも光琳寺から千人塚までの道は見当たらないが、光琳寺から左に長く延びている木々が道の存在を暗示しているようにも見える。

※ (図1) (図2) いずれも撮影は筆者 (2013年4月26日)

注

- (1) 本稿は第61回日本基督教学会学術大会(2013年9月10日-11日)にて筆者が行なった研究発表に改訂・修正を加えたものである。
- (2) 高木慶子は浦上キリシタン史研究を概観して次のように言う。「浦上キリシタン史の研究は、マルナス師 (Francisque Marnas)・姉崎正治博士・浦川和三郎司教・片岡弥吉教授により進められ、近年にいたって家近良樹氏による新しい研究が出、新たな進展を見せている。しかし、浦上キリシタンの研究の進展にもかかわらず、流刑信徒のいわゆる「旅の話」の集録から着手されたこともあって、多くは信仰美談を紹介するという点が強調され、宗教学あるいは歴史学の研究としての論著は必ずしも多いとはいえ、今なお多くの研究の余地がある」(高木慶子『高木仙右衛門

に関する研究——「覚書」の分析を中心にして——』、思文閣出版、2013年、i頁)。

- (3) かめい・これみ、藩主年間 1839 年 -1871 年。
- (4) おか・くまおみ、(1783 年 -1851 年)。石見国鹿足郡木部村(現・津和野町)出身。28 歳(1811 年)から神葬祭執行運動を展開し、33 歳(1816 年)で家塾の桜蔭館を開き、34 歳で平田篤胤の門人となった。1849 年、津和野藩校・養老館の初代国学教師に就任し、津和野国学隆盛の礎を築いた。本居宣長と平田篤胤の思想を折衷し、独自の論考を構築した。松島弘、『津和野藩主 亀井茲監』(津和野ものがたり 10)、津和野歴史シリーズ刊行会、2000 年、19-22 頁。
- (5) おおくに・たかまさ、(1793 年 -1871 年)。幕末・明治維新期の国学者・神道家。従来の国学を改称し「津和野本学」と名付けた。15 歳で平田門下に入ると、朱子学・蘭学も学び、のちに藩校養老館教師となる。門下には福羽美静がいる。沖本常吉、『津和野藩』(津和野ものがたり 1)、津和野町教育委員会、1968 年、98 頁 -100 頁。
- (6) ふくば・よしず(びせい)、(1831 年 -1907 年)は日本の武士・津和野藩士、国学者、歌人。19 歳から養老館に学び、亀井茲監に重用される。1871 年、明治政府の神祇大輔(現在の国務副大臣にあたる)という高官となり、政府の中心的な務めを担う。流配キリシタンたちを説得すべく、キリシタン代表の高木仙右衛門との対話記録が残っている。岩谷建三、『津和野の誇る人びと』(津和野ものがたり 2)、1969 年、10-18 頁。
- (7) 沖本常吉、『乙女峠とキリシタン』、(津和野ものがたり 3)、津和野町教育委員会、1971 年、18 頁。
- (8) 沖本常吉、同書、20 頁。
- (9) 高木慶子、前掲書、152 頁。
- (10) 第一次移送(1868 年 5 月)では、中心的な人物とみられる 114 名が(長州藩 66 名、津和野藩 28 名、福山藩 20 名)それぞれ移送された。1869 年 12 月 4 日、浦上にいる残りの 3300 名が検挙され、総勢 3414 名の一村総流罪という前代未聞の大弾圧へと発展したのである。その流配先は、名古屋、和歌山、金沢、松江、津和野、岡山、広島、福山、高知、萩などであった。この第二次移送により、津和野藩には総勢 153 名が流配さ

れたのであった。

- (11) 沖本常吉、前掲書、5頁。
- (12) 『異宗門徒人員帳』の記録によれば、「改宗者：54名、信仰を守った者：63名、殉教者：36名、計153名」とされている。沖本常吉、前掲書、85頁-86頁。
- (13) 沖本常吉、前掲書、27頁。
- (14) 島根県警察史編さん委員会『島根県警察史 明治・大正編』、島根県警察本部発行、1978年。
- (15) 島根県警察史編さん委員会、同書、28頁。
- (16) 大分県警察本部『大分県警察史 第1巻』、大分県警察本部、1986年。
- (17) この時の仙右衛門の年齢は54-56歳。因みに同じ中心人物の一人守山甚三郎の残した『守山甚三郎の覚書』が書かれたのが、守山72-74歳の頃、流配から解放されてから実に46年-48年もの時を経てからであった。その意味において『高木仙衛門の覚書』は当時の状況を良く記録されたものと考えられることができる。(高木慶子、前掲書、34頁-35頁)
- (18) 松島弘、前掲書、246-248頁、年表。
- (19) 加部巖夫編『於杼呂我中』、マツノ書店、1905年(1982年)、付録2頁。
- (20) 旧津和野藩出身者の医師・小説家の森鷗外の著作やその他の記録には、手紙でさえも、津和野藩のキリシタン弾圧や拷問に関する記述は一切見当たらない。『高瀬舟』など医学的視点からの小説もあり論客でもあった森鷗外が、津和野キリシタンについて何も語っていないという事が不思議である。森鷗外研究の第一人者山崎国紀は『森鷗外』(講談社現代新書、1976年、192頁-196頁)の中で「森鷗外はキリシタン事件を知っていて、幼少年期に光琳寺で起こった禍々しい記憶を掻き消そうとした為それについて一切書く事が無かった」という見解を示している、更に山崎は、鷗外の次女杏奴(あんぬ)の言葉「先祖伝来、その善政によつて厚い恩義を蒙つて来た亀井藩主に対するそれは敬慕の情にほかならない」を引用し、鷗外がキリシタン迫害史について一片たりとも触れず寡黙に過ぎた理由として述べている。しかしながら、これらは「森鷗外が何も残さなかった」という事を前提にした状況証拠であり、鷗外とあろう者がこの史実を知っていない筈がない、という願望も含まれた見解と

判断せざるを得ない。又、『乙女峠とキリシタン』の著者沖本常吉はあとがきの中で、「鷗外が津和野に一度も帰らなかった理由として、明治初めにおける津和野藩のキリシタン弾圧を恥じたとしている一説がある。『余ハ石見人森林太郎として死セント欲ス』として『津和野人』を避けた事を挙げる」と述べている。しかし津和野町の森鷗外記念館に展示されている遺言の説明書きには、「石見人」と書いたのは「津和野人」という文言を避けたためである、という説明は一切されておらず、この遺言とキリシタン迫害の問題の関連性を示唆する何らの記載もなかった。しかし松島弘は、『津和野町史 第4巻』の中で、森鷗外と当時説得方・異宗門御用掛であった金森一峰が、後に縁戚関係（弟の妻の叔父）になるため、「津和野藩のキリシタン預りの問題に触れると、縁者を関わりのある者として俎上に載せなければならない。その事を厭い、敢えて沈黙を守ったようにもみえる」と述べている。いずれにしても森鷗外研究の更なる進捗が望まれる。

- (21) 但し、改心者が近くに住んでいたという記録は残されている。光琳寺での迫害が続く中、改心してキリシタン信仰を棄てた元信者たちは、津和野町虹ヶ谷地区付近に住んでいたが、その土地に住んでいた住民がキリシタン改心者の様子を覚えており、その事が記録されている。キリスト教信仰とは全く関係のない他愛もない日常の様子であるが、それが棄教した信者である事を住民が知り、その住民から隠れることなく暮らしていた改心者がいた事という記録は特筆すべきものであろう。松島弘『津和野町史 第四巻』、津和野町教育委員会、2005年、396頁-397頁。
- (22) 松島弘、同書、409頁。
- (23) 津和野カトリック教会『乙女峠の道 記念聖堂とまつりの50周年』、2001年、4頁。
- (24) 2013年4月22日-24日に現地調査に行った際、資料室にてこのような話を聞いた。永田氏は「自分の記憶は30年前のもので曖昧であるが」と前置きしつつ語られた。
- (25) 沖本常吉、前掲書、156頁。
- (26) その根拠として、高木仙右衛門らが説得方と共に町の中を通り、藩の御用邸まで取り調べに度々連れて行かれた事の記録が残っている事が挙げ

三輪 地塩 「殉教の目撃者」

られる（松島弘、前掲書、582頁）。

(27) 松島弘、同書、420頁。

(28) 日本基督教会津和野教会（現・日本基督教団津和野教会）。

（立教大学大学院キリスト教学研究科博士課程後期課程在学 みわ・ちしお）